

令和5年 第5回 安中市農業委員会議事録【部分開示】

1 開催日時 令和5年5月25日(木) 午後1時28分～午後3時22分

2 開催場所 安中市役所第201会議室

3 出席委員 (16人)

| | | | |
|-----|-----------|-----------|-----------|
| 出席者 | 1番 宇佐美幸雄 | 2番 山田 茂 | 3番 竹内 佳重 |
| | 4番 宮口 太郎 | 6番 井上 豊 | 7番 芝崎 篤子 |
| | 8番 眞砂 幸光 | 9番 神宮 俊夫 | 10番 戸塚 勉 |
| | 11番 橋本 一男 | 12番 武井 洋一 | 13番 田中 正明 |
| | 14番 中山 範雄 | 15番 金井 亮 | 16番 伏田 再子 |
| | 17番 丸山 征二 | | |

4 欠席委員 (1人)

5番 森泉壽義雄

5 議事日程

日程第 1 議事録署名人の指名について

日程第 2 会務の報告について

日程第 3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請審議について

日程第 4 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請審議について

日程第 5 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請審議について

日程第 6 議案第4号 農用地利用集積計画の承認について

日程第 7 議案第5号 安中市農地利用最適化推進委員の選任について

6 農業委員会事務局職員

| | | | |
|-------|-------|-----------|-------|
| 事務局長 | 小野 恭義 | 庶務兼農業振興係長 | 新井 雅彦 |
| 農地係長 | 新部 俊之 | 農地係 | 真下 貴光 |
| 農業振興係 | 大河原健斗 | | |

会議の概要

議長 ただいまから令和5年第5回農業委員会総会を開会します。

出席委員は17名中16名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しました。

本日の総会開催に当たり、5番森泉壽義雄委員より欠席届が提出されておりますので、報告いたします。

日程第1、議事録署名人の指名についてを議題とします。

安中市農業委員会総会会議規則第23条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名することに異議ありませんか。

委員 異議なし。

議長 異議なしと認め、7番芝崎篤子委員・10番戸塚勉委員の両君を指名します。
なお、書記に事務局職員を任命します。

次に、日程第2、会務の報告について事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、会務の報告をいたします。令和5年4月25日開催の第4回総会で許可相当の議決案件、農地法第4条関係が2件、第5条関係22件につきましては、令和5年5月19日付で許可書を交付いたしました。

群馬県農業会議の第2回常設審議委員会が5月19日に前橋のJAビルで開催され、丸山会長が出席いたしました。

また、令和5年第1回安中市議会臨時会が5月16日に開催されました。一覧のとおり、承認は2件、議案が3件提出され、議案全てが採択されました。

報告は以上です。

議長 次に、日程第3、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請審議についてを議題とします。

本案のうち、番号17番は6番委員が譲受人である法人の構成員となっているため、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により議事参与できませんので、番号1番から16番を案件1、番号17番を案件2として2回に分けて審議を行います。

初めに、案件1を議題とします。番号1番から16番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請書を下記のとおり受理したから審議のうえ議決願いたい。

令和5年5月25日提出、安中市農業委員会会長丸山征二。

議案第1号、農地法3条、案件1の申請は議案書1ページから2ページ記載の16件です。受理した申請書は、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件全てを満たすと考えます。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

議長 ただいま説明が終わりました。

本案について意見のある方はお願いします。

3番。

3番委員 3番です。農地法第3条の10番です。この場所なのですが、以前から本人が借りて作っており、そのまま移転することになった要件でございます。今までやっていますので、大丈夫だと思います。よろしくをお願いします。

議長 ほかにありますか。

2番。

2番委員 2番です。農地法第3条の13番です。面積、小さく29平米。交換ということで問題ないかと思われま。

以上です。

議長 ほかにありますか。

8番。

8番委員 8番で16番です。この場所は、左側は調査書にも書いてあるように、畑、宅地となっていて、耕作できそうなのですが、右側の川に近いほうは草がたくさん茂ったり木が茂っていて、農地として再生できるかなというのが一つ疑問があるのですが、ただこの受ける人は耕運機とか草刈り機で実際にやっているのです。

以上です。

議長 ほかにありますか。

10番委員 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請、8番です。依頼により、3筆合同に申し上げます。これはいずれも太陽光発電として所有権移転の内容であります。5番の2筆については、譲渡人は高齢のため、今までずっと耕作放棄でいきましたが、売買はしようがないかなということになりました。よろしくお願

議長 ほかにありますか。

6番。

6番委員 6番です。議案第1号、3条の11番です。一部、3筆あるのですが、草が生い茂っているところもありますけれども、耕作可能な条件でござい

議長 ほか。

16番。

16番委員 16番です。議案第1号、農地法第3条関係の2番から7番、それと9番の2件です。まず、2番から7番の営農型太陽光発電ですが、これは隣にも

う既に太陽光を設置してありますし、その隣は以前審議にありました資材置場として活用されておりました、周辺に対する問題はないと思います。

それと、9番の申請ですけれども、譲受人の住所が〇〇なのですけれども、この農地の所在地が〇〇の畑となっております、通うのに大変かなと思われましたけれども、〇〇のほうに譲受人の実家がございまして、そこを拠点として耕作をするということですので、問題はないと思います。

以上です。

議 長 ほかにありますか。

14番。

14番委員 14番です。議案第1号、農地法第3条の14番です。所有権移転売買ということですが、〇〇の裏側で、先日現地へ行ってみましたら、以前から借りて耕作しているようで、家庭菜園ですね。〇〇の裏側に桜の大木があって、決して日当たりのいいところではないのですけれども、本人も承知で借りてやっていて、今回売買という事で特に問題ないと思いますので、ご審議のほどよろしくお願いたします。

議 長 ほかに。

7番。

7番委員 7番です。議案第1号 農地法第3条の15番です。特にこちら問題ないと思いますので、ご審議のほどよろしくお願いたします。

議 長 ほかにありますか。よろしいですか。

17番委員 なければ17番から。農地法第3条の12番の案件ですが、こちらの農家さんは、〇〇も手伝っていて、営農活動を盛んにやっている方ですので、特に問題ないと思います。ご審議の参考をお願いします

議 長 ほかにありますか。

委 員 なし。

議 長 なければ質疑を打ち切ります。

それでは、お諮りします。議案第1号案件1、番号1から16番については、審査班に審査を付託したいと思います。

なお、審査班に付託した議案について、他の審査班との審査の必要が生じた場合、連合審査にしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

委 員 異議なし。

議 長 異議なしと認め、1班に13番から16番の4件、2班に8番から12番の5

件、3班に1番から7番の7件、以上合計16件を付託します。

次に、案件2、番号17番に対する審議に入りますが、本件は6番委員が譲受人である法人の構成員となっているため、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により議事参与できませんので、これを審議の間、6番委員の退室を求めます。

(6番委員退室)

議長 それでは、案件2について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第1号、農地法第3条申請、案件2。

議案第1号、農地法第3条の案件2の申請は、議案書3ページ記載の1件です。

受理した申請書は、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件全てを満たすと考えます。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひします。

議長 説明が終わりました。

案件2について意見のある方はお願ひします。

2番。

2番委員 2番です。3条関係の17番です。これは田んぼでありまして、簡単に言えば全部耕作放棄、いい言い方で言えば自己保全管理となっておりまして、前回ちょっと出たのですけれども、その続きでありまして、これ桑園として使われれば問題ないかと思われまふ。成功してもらえば助かるのですけれども、本当に山合ひの田んぼですから問題ないかと思ひます。

以上です。

議長 ほかにありますか。

委員 なし。

議長 なければ打ち切ります。

ただいま委員から意見がありましたので、お含みおきください。

それでは、お諮りします。議案第1号案件2、番号17番については、審査班に審査を付託したいと思ひます。

なお、審査班に付託した議案について、他の審査班との審査の必要が生じた場合は連合審査にしたいと思ひますが、これに異議ありませんか。

委員 異議なし。

議長 異議なしと認め、1班に17番の1件、以上合計1件を付託します。

ここで6番委員の議事参与を認め、入室を許可します。

(6番委員入室)

次に、日程第4、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請審議についてを議題とします。

本案について事務局の説明を求めます。併せて、事前現地調査の概要についても説明願います。

事務局 議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請書を下記のとおり受理したから審議のうえ議決願いたい。

令和5年5月25日提出、安中市農業委員会会長丸山征二。

なお、5月22日に実施しました申請地、面積1,000平米及び営農型太陽光発電用地案件に係る4条、5条の申請9件と現地調査結果につきましては、特段問題とされるような事項は見当たりませんでしたので、その旨ご報告をさせていただきます。

議案第2号、農地法第4条の申請は、議案書4ページ記載の2件です。受理した申請書は農地法第4条第6項各号に該当しないため、許可要件全てを満たすと考えます。

以上で説明を終わります。よろしく願います。

議長 説明が終わりました。

本案について意見のある方は願います。

10番。

10番委員 10番です。議案第2号、農地法4条の規定による許可申請の案件でございます。番号は1番、3筆一括して審議をお願いいたします。申請者と、あるいは転用の目的は太陽光発電であり、3条8番と関連しておりますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長 ほかにありますか。

6番。

6番委員 6番。議案第2号、農地法4条の2番です。現状はほとんど周りが宅地化しており、審査表のとおり問題ないと思いますので、よろしく願います。

議長 ほかにありますか。

委員 なし。

議長 なければ打ち切ります。

ただいま委員より意見がありましたので、お含みおきください。

それでは、お諮りします。議案第2号については、審査班に審査を付託したい

と思います。

なお、審査班に付託した議案について、他の審査班との審査の必要が生じた場合は連合審査にしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

委員 異議なし。

議長 異議なしと認め、2班に1番と2番の2件、以上合計2件を付託します。

次に、日程第5、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請審議についてを議題とします。

本案について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請書を下記のとおり受理したから審議のうえ議決願いたい。

令和5年5月25日提出、安中市農業委員会会長丸山征二。

議案第3号、農地法第5条の申請は、議案書5ページから6ページ記載の16件です。受理した申請書は、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件全てを満たすと考えます。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

議長 説明が終わりました。

本案について意見のある方はお願いします。

11番。

11番委員 11番です。議案第3号、5条7番ですが、譲渡人は市外在住で管理ができないということで、長年耕作されておらず、他の農地にも影響はないということです。また、3種ということで、特に問題ないと思いますので、よろしくお願いいたします。

議長 ほかにありますか。

3番。

3番委員 3番です。議案第3号、5条関係の15番です。この土地については、南側は〇〇が走っている場所でありまして、ちょっと高台になっているのですが、ほかの農地はございませぬので、3種農地で問題ないと思われまますので、よろしくお願いいたします。

議長 ほかにありますか。

14番。

14番委員 14番です。議案第3号、農地法第5条の1番と11番です。1番につきましては、道路沿いの土地でありまして、太陽光発電ということです。周囲を先日

見に行った時点では耕作されていませんで、特に問題ないと思われま

す。11番につきましては、この周りは耕作されていないような畑ですけれども、太陽光発電用地ですけれども、ただ入っていく道がちょっと細い。軽トラは入るのですけれども、無理して2トンが入るか入らないかというところなのですけれども、特に問題はないと思われま

議長 ほかにありますか。

8番。

8番委員 8番です。議案第3号、5条関係の6番と14番です。6番につきましては、〇〇の工場ということです。書いてありますけれども、自営業を営んでお

りまして、その隣接したところの土地を駐車場にしたいということで、2種農地がありますので、問題ないと思いま

す。それから、14番のほうです。山のところで畑なのですけれども、既に左側の元山だったところは大きな太陽光の名所になっております。このまま太陽光でいいところだということで、2種農地、問題ないと思われま

議長 ほかにありますか。

1番。

1番委員 1番です。農地法第5条関係の申請の8番、9番、12番、16番、4件です。8番、9番は、事前調査で皆さんと一緒に伺いして確認をいたしました。耕作放棄地なので、特に問題はないと思いま

す。それと、12番の案件は、西側、南側に道があります。北側に畑が辛うじて家庭菜園ぐらいの規模でやっているところがありますが、ここ段差が結構広くて、一連の耕作地としては別になると思いま

す。それと、16番、ここも南に道が面してしまして、周りは全て耕作放棄地になっています。東と西にも、耕作放棄ではありますが、畑がありまして、こことは段差があります。一連の畑というのは難しいかなと思いま

す。以上です。

議長 ほかにありますか。

12番。

12番委員 12番です。議案第3号、農地法5条関係の13番です。露天の資材置場用地への転用申請です。申請は、2筆の区画と1筆の区画の2区画申請されております。2区画のほうは、北側が太陽光発電施設がありまして、周辺の他の農地は草刈りのみの管理地化しておりまして、1筆のほうは東側が荒れ地と左側が針葉樹林に抱き込まれるような形で、他の2方向につきましては、水路と道路で隔離されたような形になっておりますので、双方とも問題ないと思いますので、よろしく願いいたします。

委員 ほかにありますか。
6番。

6番委員 6番です。議案第3号、5条の10番ですけれども、既に周りは宅地で住宅ができております。特段問題はないと思いますので、よろしく願いします。

議長 ほかにありますか。

17番委員 では、17番から。議案第3号の5番の案件になりますが、こちらは周辺が既に宅地化されており、周辺農地への影響はないので、申請は仕方ないと思います。参考をお願いします。

議長 ほかにありますか。

委員 なし。

議長 なければ打ち切ります。

ただいま委員から意見がありましたので、お含みおきください。

それでは、お諮りします。議案第3号については、審査班に審査を付託したいと思います。

なお、審査班に付託した議案について、他の審査班との審査の必要が生じた場合は連合審査にしたいと思います。これに異議ありませんか。

委員 異議なし。

議長 異議なしと認め、1班に11番から16番の6件、2班に6番から10番の5件、3班に1番から5番の5件、以上合計16件を付託します。

これより書類審査のため、暫時休憩とします。

なお、審査が終わりしだい再開とします。

(休憩午後 2:15)

(書類審査)

(再開午後 2:32)

議長 休憩前に引き続き会議を再開します。

それでは、運営内規に基づき、議案第1号、農地法第3条関係の2番から7番及び関連する議案第3号、5条関係の2番から4番の案件申請者と、議案第1号、農地法第3条関係の8番と関連する議案第2号、4条関係1番の案件申請者から説明を求めたいと思いますが、これに異議ありませんか。

委員 異議なし。

議長 異議なしと認め、議案第1号2番から7番及び議案第3号2番から4番の案件申請者から説明を求めます。

(議案第1号2番から7番及び議案第3号2番から4番申請者入場・着席)

事務局 それでは、最初に自己紹介をしてから申請内容の説明をお願いします。

2番ほか申請者 ○○の○○と申します。私は、2005年に日本に留学で来まして、○○にある○○を卒業して、その後は日本で就職して、主に太陽光関係の仕事をやっていました。2017年に、私の妻は一緒に独立して太陽光関連の会社をつくりまして、令和3年に私は農林水産省が推進した営農型太陽光に非常に興味持ちまして、○○という会社をつくりました。○○という会社は、主に農作物の耕作と営農型太陽光関連の仕事をやっております。

以上です。

2番ほか申請者 自分は、○○さんと一緒に太陽光をやっていて、今回農業法人のほうで下で作る農作物の仕事を一緒にやらせていただく○○といます。

2番ほか申請者 現地で一緒に農作物を協力してもらおう業者になります。以上です。

議長 申請者の説明が終わりました。

質問等のある方はお願いします。

13番。

13番委員 13番です。営農型太陽光という話を聞いたのですが、作るのはサカキとブルーベリーという話を聞いたのですが、サカキとブルーベリーというのは土植えですか、それともポットですか。

2番ほか申請者 今回申請しているところはブルーベリーを計画してまして、土に植えるという形になります。

13番委員 じかに。

2番ほか申請者 そうです。

13番委員 以上です。

議長 ほかにありますか。

17番委員 なければ17番から。本日は、どうもご苦労さまです。営農型ということで、

安中市農業委員会としてもバックアップをさせていただきたいと思います。今回ブルーベリーの栽培ということですが、〇〇さん、そちらにいらっしゃる方が管理をされるということなのですが、今までブルーベリーを栽培した経験というのはありますか。

2番ほか申請者 いや、ブルーベリーはないです。

17番委員 そうすると、営農指導というのはどこでお受けするのですか。

2番ほか申請者 2つ方法ありまして、1つは、我々は一般社団法人営農型太陽光推進協議会に入っていて、愛知県にある会社なのですが、そこはブルーベリーに関する指導をしてもらいます。また、今までは営農型太陽光推進協議会にブルーベリーの農地を案内してもらったりして勉強してきました。あともう一つは、〇〇の知り合いで安中市の〇〇に住んでいる友人なのですが、〇〇さんという方で、今自分でブルーベリー栽培しています。

17番委員 ということは、ブルーベリーを栽培した経験のある方がアシスタントをしてくれるということですか。

2番ほか申請者 そのとおりです。

17番委員 ブルーベリーって、皆さんが思っているほど簡単ではないです。傾斜ではないので、大体平らですよ。そうすると、水はけがあまりいいところではないので、ブルーベリーはどちらかというところちょっと傾斜があるようなところがいいというふうに言われているらしいので、その辺が気になった。先ほど班長も言いましたけれども、最初ポットと聞いていたものですから、水くれをどういうふうにやるのかなということを確認しようと思って聞いたら自根で植えるということですので、水の管理はいいのだけれども、逆に言うと水はけの問題が出てくるので、あそこ平じゃないですか、ほとんど。その辺で今まで経験のある方がいて技術提供なり技術指導なりしてもらわないと、失敗されたのでは我々としても困るので、ぜひ頑張ってください。〇〇さん、現場で是非、いい作物を作ってください。

以上です。

議長 ほかにありますか。

15番。

15番委員 私も〇〇に住んでいる〇〇というのですが、どの〇〇さんだか分からないのですけれども。

2番ほか申請者 8区に住んでいる〇〇さん。

1 5 番委員 そうなのですか。分かりました。いずれにしても、ラビットアイということで、結構難しいのではないかなと思っています。彼も自分で栽培していますけれども。

2 番ほか申請者 多分ラビットアイではない。

1 5 番委員 あれはラビットアイではない。いずれにしても、採算が合うかどうかですね。

2 番ほか申請者 採算に関しては、こちらから説明させていただきます。今の計画で大体 1 区画は 1 1 0 本から 2 0 0 本未満です。植付けする予定なのですが、収穫までは大体 5 年から 6 年ぐらいと言われていまして、まずは 5 年までは収益はないと最初から覚悟していますので、その後は収穫するときは 1 本につき大体 5 キロから 8 キロぐらい収穫できるという情報をいただきまして、東京中央卸売市場の平均単価によりますと、1 キロ大体 2, 0 0 0 円位になりますので、そうすると 1 本あたり 1 万円くらい収穫できます。平均で 1 区画 1 0 0 万ぐらい収穫できるかなと思っていまして、最初のランニングコストを引いたら、今 1 区画 5 0 万くらいかなというふうに考えています。

1 5 番委員 いずれにしても、ブルーベリーは収穫に結構人手がかかるので、その辺の収支がちょっと心配しております。

2 番ほか申請者 ふだんの管理は〇〇をお願いしてまして、収穫するときは、弊社はベトナム人のアルバイトを入れて収穫をします。今既に〇〇の〇〇と〇〇と〇〇、営農型太陽光をスタートしてまして、別のサカキを植えていまして、まだ収穫まで至っていないのですけれども、さっきおっしゃった水はけ問題とか今でも直面してまして、水はけできるように排水溝をつくったりしています。あとは、これから収穫するときはできるだけコストダウンできるように〇〇の協力と、あとアルバイトを入れて採算的に合うようにしています。

1 5 番委員 じか植えというのは逆に珍しいケースかなと思っているので、頑張ってもらいたいと思います。ほとんどがポットみたいので置くような形のスタイルが多いものですから、あの場所でじか植えでうまくいくのかどうか、頑張ってもらいたい。

2 番ほか申請者 ありがとうございます。

議 長 ほかに。

1 6 番。

1 6 番委員 1 6 番です。収穫が 5 年後ということなのですが、収穫したブルーベリーの販売ルートとか、そういう予定は計画立てていらっしゃいますか。

2 番ほか申請者 売り先に関しては、今年に入ってから〇〇に相談していきまして、〇〇からの回答としては、まず口座をつくりまして、収穫したブルーベリーを市場に出して、金額決めて売ってくれるという形になっています。それが1つでもう一つは、さっきこちらからお話ししましたように、愛知県にある一般社団法人営農型太陽光推進協議会、その会員さん、結構営農型太陽光に関わっていて、そこに相談することも可能です。

1 6 番委員 はい、わかりました。

議 長 ほかにありますか。

1 1 番。

1 1 番委員 1 1 番です。ブルーベリーを作付けするということなのですが、ブルーベリーの作付の土地について調査していますでしょうか。

2 番ほか申請者 調査までまだやっていないです。

1 1 番委員 仮にブルーベリーはうんと土地を選ぶということを知っていますか。例えばアルカリであるとか酸性であるとか、そういうような調査はしていますか。

2 番ほか申請者 ブルーベリーは、基本的に酸性の土地を好みます。pH 5 ぐらいの土地が一番望ましいかなと思います。

1 1 番委員 よりデリケートで、ブルーベリーはアルカリでは駄目だと。酸性でなければ駄目だということは知っていますか。

2 番ほか申請者 はい。土地の調査に関して、植え付けする前に調査して、酸性の土地でなければ改良して植え付けしようかなと考えています。

1 1 番委員 水はけについては17番の方が聞いたからいいけれども、とにかくブルーベリーというのは物すごくデリケート、よろしく願いいたします。

議 長 ほかにありますか。

8 番。

8 番委員 8 番です。〇〇のところの道路の横のところですから、獣もいますし、鳥もいます。防鳥ネットと書いてあるのですけれども、防鳥ネットだけで大丈夫かなというのが一つの意見でなくて助言です。あの辺結構鹿もいます。それからイノシシ。それから、鳥はヒヨドリがたくさんいますので、ブルーベリーはヒヨドリがたくさん食べますから、防鳥ネットももしあれでしたらすごく高くしないとブルーベリー、もしくは鹿がサカキの葉っぱ、新芽を食べますから、ぜひそんなことも近場にいる人たちの意見も参考にしてやっていただければ。もし成功すればですけれども、ブルーベリー狩りか何かも将来的にやったらどうか

など。場所的にもいいところですし、人も集まると思います。ぜひそんなことも参考に考えてください。

以上です。

2番ほか申請者 ありがとうございます。

議長 時間ですので、打ち切ります。

説明どうもご苦労さまでした。

2番ほか申請者 ありがとうございます。

(議案第1号2番から7番及び議案第3号2番から4番申請者退出)

議長 次に、議案第1号8番及び議案第2号1番の案件申請者から説明を求めます。

(議案第1号8番及び議案第2号1番申請者入場・着席)

事務局 それでは、最初に自己紹介をしてから申請内容の説明をお願いします。

8番ほか申請者 私、〇〇の〇〇と申します。よろしく申します。

8番ほか申請者 書類の作成を行いました合同会社〇〇の〇〇と申します。どうぞよろしく申します。

事業計画の説明を私のほうからさせていただきます。本日、3つの項目のご説明をさせてもらいたいと思っているのですけれども、1点目が〇〇さんの1年間の現状でございます。ちょうど1年前に、6月の25日に総会に出させてもらって、今現状農地のほうも順調にいらいますので、そちらの説明をさせていただいて、2点目が今回栽培するサカキの方針。3点目が、企業さんですので、今後どういう展開をしていくか、この3点をお話しさせていただければと思います。先ほどちょっとご説明させていただきましたけれども、ちょうど去年の6月25日の総会に出席させてもらって、3か所土地を取得させていただいているのですけれども、おかげさまで営農型太陽光発電設備を設置させてもらって、サカキも3か所ほど植えさせてもらって、まだ1本も枯れることもなく、順調に進んでいるという状況でございます。それ以外にも本社のあります〇〇でも1か所、土地のほうをお借りさせてもらって、こちらのサカキでの営農型の太陽光発電施設のほうで稼働している状況でございますので、この1年間で4か所の農地の取得、借りるのも含めて取得と太陽光発電所を設置したような状況でございます。それ以外にも、サカキ以外にも、例えばタラノメだとかカボチャだとかサツマイモだとか、いろんなのを試行錯誤しながら、実験しながらやっているのですけれども、今売上げが上がっているものは、もう3年目になるのですけれども、ウメだとか、あとは周りでやっている

人は少ないのですけれども、イチジクだとか、そういうのを収益が出てきたというところでこの1年間は取り組んでいったような状況でございます。

その辺含めまして、2点目の今回申請させていただくサカキについてでございます。もう4か所植付けたりとかしているもので、前回説明させていただいているので、かなり重なる部分はあるのですけれども、やはり今現状で市場に出回っている90%が中国産だということ。中国でやり手さんが少なくなっているということと、どうしてもサカキという、神様の神事はやっぱり国産のものを使いましょうというところで引き続き今回2か所についてはサカキでやりたいと思っています。

販路につきましては、引き続き市場価格であれば、今回苗木屋さん栃木の苗木屋さんで買ってくれるというところですので、最低の基準でこちらの計画書のほうは作らせてもらってます。ただ、いろいろと結婚式場だとか神社とか、いろんな人と話をすると、定期的に出すと市場価格の大体3倍ぐらいで買い取ってくれそうなところもありますので、その点は今後の課題だと思います。

以前サカキのご説明をさせていただいたときに、委員さんの方からアドバイスをいただいたのですけれども、そんなにサカキ作って大丈夫でしょうかというアドバイスをいただきまして、それについては3点ほど、対策というわけではないのですが、考えていまして、1つは、そんなにサカキが多いのであれば市役所さんに相談して、安中市はサカキでまちおこしをしたらどうかとか。あとは、2点目なのですけれども、商標登録をしようかな、と。全体をサカキというよりは、〇〇さんのサカキをちょっと差別化しようかなというところで1つは商標登録で、今アマテラスという字を書いて天照(てんてる)サカキということで商標登録のほうは使えるように差別化を図りたいと思っています。あとは、ちょっと冗談ぽくなるのですけれども、碓氷地域のウスイという名前なのですけれども、これが全国で格好いい名字の実は21位になっているので、ウスイサカキという名前で売り出したらどうかとか、ちょっとそんなのを考えながらやっているところでございます。

あと、3点目としては神社と提携していこうかなというところで、神主さん何人かお話ししたのですけれども、まだうまい業務提携みたいのはできていないのですけれども、そんなところで考えています。なかなか一気にいかないのは、サカキが商品化できるのにどうしても6年とか7年安定して収穫するまでかかるので、今決めてもなかなか安定して出荷できないので、委員さんのほうから

アドバイスいただいたのですが、もうちょっと様子見ながら、そんな状況で考えているところでございます。

そんなところを含めながら、今後の〇〇の展開についてなのですが、当然企業なので、増収増益どんどん増やしていかなければいけないということで、3点ほど課題だとか報告がございます。1点目は、今のところ資金も潤沢にありますので、農地を買って設備をつけてというところがあるのですが、現金を設備に換えてもバランスシート上はあまり見栄えがなくて資産が変わらなくて、やっぱり何か借入れをしながら増やしていかないと、なかなか増収増益の体制が取れないので。だからといって、市中の銀行さんというのはなかなか農地に融資してくれないので、そこは今政策金融公庫さんとか〇〇さん、あとは中には農地に融資してくれる金融機関さんもあるので、そこが課題にはなっているところだと思います。

2点目としては、今回4か所ほど農地を稼働させてもらって、草刈りだとかいろいろなことをさせてもらっているのですが、農作業として今受けられるという体制をつくり始めているところです。具体的には先月末ぐらいに、やっぱり10か所ぐらい年間これぐらいでやってくれないかと、そういう話も来ていますので、そこが話を受けるだけではなく営業していくと収益体制、特に年間幾らということであれば、それだけで繁閑期なんかは賄えますので、そういう部分もいけるかと思えます。

あと、今まではサカキを植えていたのですが、サカキというのはどちらかというと手間がかからない代わりにあまり利益も上がらないというところなのですが、利益を上げられることもいろいろとやってみて、なかなかいい報告はできていないのですが、イチジクとかが大体10坪位の土地で、4か月で20時間ぐらい、ですから週1時間ぐらいかけて、大体去年で10万円、今年で20万円ぐらいの利益がありまして、恐らくこれが来年ぐらいになると40万ぐらい、利益ベースですとそれぐらいは出るので、その辺は比較的10坪、15坪でこれぐらいの利益が上がるのであれば収益体制が上がるのかなというところで今後は増収増益で進めていきたいということで考えているところでございます。

以上3点を含めまして、ぜひ審査のほうをお願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

議長 申請者の説明は終わりました。

質問等ある方お願いします。

9番。

9番委員 この前も説明を受けたと思うのですけれども、重なるかもしれませんが、サカキはもう出荷とかされているのですか。

8番ほか申請者 まだ出荷まではしていません。

9番委員 そうすると、今聞くと、出荷されるまで六、七年ということなので、営農型太陽光発電用地、一時転用10年であるのですけれども、10年ではなくてもう少し早めに様子を見てという形で、その辺だから10年ではなく3年ぐらいでしていきたいと思うのですけれども。

それとあとは、期間が六、七年ですか。大分長いので、あといろんなイチジクとかカボチャとかウメとか考えているそうなので、そういう形で、今も安中市もブドウとかその辺も取り組んでいるところもあるのですけれども、なかなか安中市で盛り上がるようなものがなかなか出ていないので、その辺をしっかりと〇〇の中で取り組んでもらって、安中市を盛り上げていけるような会社にしていただきたいと思うのですけれども。

以上です。

8番ほか申請者 ありがとうございます。前回はアドバイスでなるべく早く出荷をとということだったので、実は営農計画書に作ったのは1年もののサカキだったのですけれども、今回植え付けたのは2年から3年たっているものだとか、中には4年ぐらいたっているもの。やっぱり実際植え始めると早く出荷したいなというところもありましたので、ちょっと予算は2倍以上かかってしまったのですけれども、なるべく早く出荷できるようにやらせてもらっていますので、今後ともよろしくお願ひしたいところでございます。

議長 ほかにありますか。

17番委員 なければ17番から。どうもご苦労さまです。去年も説明に来ていただいて、昨年許可させていただいたところを昨日確認しましたらきれいに作付されていて、田んぼだったのにできるのだなと逆に安心しました。今回申請地の2か所あるのですけれども、〇〇のほうは構わないのですが、〇〇のほうは耕作放棄はされていますが、田んぼなのです。皆さんが申請している土地の水上也にも田んぼが、作付されていないけれども、あるのです。

8番ほか申請地 上流の。

17番委員 上流に。これ仮に作付したときに、サカキ水没してしまいますよね。

8番ほか申請者 水が入ってきてということですか。

17番委員 そういうことです。水上の田んぼが仮に耕作をして水を張り込めば、下の田んぼは低いのですから当然水が回って根腐れしてしまう。これは土盛りをする計画は計画書にはないので、そこを上流の田んぼはつくらないという想定でこの計画書はありきになっていますが、水が入る可能性もあるわけですよ。上流に田んぼがありますよね。田んぼ真ん中ですよ。申請地が。上流側に田んぼは1枚、2枚あるのです。今はつくられていないけれども、以前はつくられていたのです。サカキって、当然のことですけれども、水を差してしまうと根が死んでしまいますので、土盛りをする予定もないようですが、そこら辺はどういうふうに考えていますか。仮にその上流の田んぼも併せて計画をされるというのであれば、その上は道ですから、舗装された道でするので問題はないのですけれども、途中に御社が希望している土地と道路の間に田んぼが2筆ぐらいあるのです。耕作していないのが現状ですけれども、耕作する権利は当然あるわけで耕作することも想定してやらないと、せっかく植えたサカキ、全部枯れてしまうもったいないので、そこら辺の計画を、これはこれで不備があるわけではないので、この後審議ありますけれども、そこも課題として、土盛りをして植えるのか、上流の田んぼを何とかするのか、そういうことを考えて進められたほうがいいと思います。

8番ほか申請者 分かりました。北側の所有者さんと相談して、土盛りするとその水がどこかにいってしまうわけですよ。

17番委員 いや、いかないです。自分の土地が上がるわけですから。上流の田んぼよりも高くなるわけだから。上流にある田んぼを、仮に田植えをしたときに、下流側の田んぼというのは上流より低いわけだから、皆さんの土地は低いところにある。だからそこを盛るのか、上流の田んぼの所有者さんと話をしてするのか、どちらか考えてみてください。応援はしています。できれば、さっきちょっとPRしていましたが、安中市を代表するような作物にしてくれれば、これは願ったりかなったりですから、ぜひ応援させていただきたいと思います。

8番ほか申請者 どうもありがとうございます。

議長 ほかにありますか。

なければ質疑を打ち切ります。

説明どうもご苦労さまでした。

8番ほか申請者 ありがとうございます。

(議案第1号8番及び議案第2号1番申請者退出)

議長 ここで審査班の意見取りまとめのため、暫時休憩とします。

(休憩午後 3:03)

(意見取りまとめ)

(再開午後 3:04)

議長 それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

それでは、議案第1号案件1、番号1番から16番に対する書類審査結果について、審査班から報告を求めます。

1班。

1班班長 16番です。1班に付託された議案第1号、農地法第3条関係は、13番から17番の5件です。審査班で農地法第3条の許可基準により審査した結果、調査書に示したとおりであり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。
以上です。

議長 2班。

2班班長 9番です。2班に付託された議案第1号、農地法第3条関係は、8番から12番の5件です。審査班で農地法第3条の許可基準により審査した結果、調査書に示したとおりであり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。
以上です。

議長 3班。

3班班長 13番です。3班に付託された議案第1号、農地法第3条関係は、1番から7番の7件です。審査班で農地法第3条の許可基準により審査した結果、調査書に示したとおりであり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。
以上です。

議長 16番。

1班班長 16番です。1班に付託された議案第1号、農地法第3条関係ですけれども、先ほど13番から17番と申し上げましたが、13番から16番の間違いです。訂正させていただきます。申し訳ありません。

議長 報告が終わりました。

これより議案第1号案件1、番号1番から16番に対する質疑を行います。

委員 なし。

議長 なければ質疑を打ち切ります。
これより議案第1号案件1、番号1番から16番に対する採決を行います。
本案に対する審査班の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委員 挙手全員。

議長 挙手全員であります。
よって、議案第1号案件1、番号1番から16番、農地法第3条の規定による許可申請については、審査班の報告のとおり決定いたしました。
次に、議案第1号案件2、番号17番に対する質疑に入りますが、本件は6番委員が農業委員会に関する法律第31条第1項の規定により議事参与できませんので、これを審議の間、6番委員の退室を求めます。
(6番委員退室)

議長 それでは、議案第1号、案件2、番号17番の審査結果について1班の報告を求めます。

1班班長 16番です。1班に付託された議案第1号、農地法第3条関係、案件2は、17番の1件です。審査班で農地法第3条の許可基準により審査した結果、調査書に示したとおりであり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

議長 報告が終わりました。
これより議案第1号案件2に対する質疑を行います。

委員 なし。

議長 なければ質疑を打ち切ります。
これより議案第1号案件2、番号17番に対する採決を行います。
本案に対する審査班の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委員 挙手全員。

議長 挙手全員であります。
よって、議案第1号案件2、番号17番、農地法第3条の規定による許可申請については、審査班の報告のとおり決定しました。
ここで6番委員の議事参与を認め、入室を許可します。
(6番委員入室)

議長 次に、議案第2号に対する書類審査結果について、審査班から報告を求めます。
2班。

- 2班班長 9番です。2班に付託された議案第2号、農地法第4条関係は、1番から2番の2件です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第4条第6項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。
- 以上です。
- 議長 報告が終わりました。
- これより議案第2号に対する質疑を行います。
- 委員 なし。
- 議長 なければ質疑を打ち切ります。
- これより議案第2号に対する採決を行います。
- 本案に対する審査班の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。
- 委員 挙手全員。
- 議長 挙手全員であります。
- よって、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請については、審査班の報告のとおり決定しました。
- 失礼しました。9番、もう一回お願いします。
- 2班班長 すみません、先ほどの1番のところで転用期間、一時転用10年と記載されてありましたが、3年に変更して受理をするということをお願いします。
- 議長 それでは、再度確認します。4条の1番、許可申請期間が10年で申請出ていますが、審査班の判断で3年に短縮して許可したいと思いますが、これに異議ありませんか。
- 委員 異議なし。
- 議長 異議なしと認めます。
- 次に、議案第3号に対する書類審査結果について、審査班から報告を求めます。
- 1班。
- 1班班長 16番です。1班に付託された議案第3号、農地法第5条関係は、11番から16番の6件です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。
- 議長 2班。
- 2班班長 9番です。2班に付託された議案第3号、農地法第5条関係は、6番から10番の5件です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示

したとおりであり、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

以上。

議 長 3班。

3班班長 13番です。3班に付託された議案第3号、農地法第5条関係は、1番から5番の5件です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

議 長 報告が終わりました。

これより議案第3号に対する質疑を行います。

委 員 なし。

議 長 なければ質疑を打ち切ります。

これより議案第3号に対する採決を行います。

本案に対する審査班の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委 員 挙手全員。

議 長 挙手全員であります。

よって、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請については、審査班の報告のとおり決定しました。

次に、日程第6、議案第4号、農用地利用集積計画の承認についてを議題とします。

本案のうち、1、利用権設定関係の番号1番から4番は、6番委員が農業委員会等に関する法律第31条第1項、議事参与の制限規定に該当するため、番号1番から4番を案件1、番号5番から10番を案件2として、2回に分けて審議いたします。

初めに、案件1を議題とします。本件は、6番委員が農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により議事参与できませんので、これを審議の間、6番委員の退室を求めます。

(6番委員退室)

議 長 それでは、案件1について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第4号、農業経営基盤強化促進法附則第5条（令和4年5月27日法律第56号）の規定に基づき、農用地利用集積計画が安中市長より下記のとおり提出されたので、審議のうえ議決願いたい。

令和5年5月25日提出、安中市農業委員会会長丸山征二。

農用地利用集積計画は、議案書7ページ記載の4件です。農業経営基盤強化促進法第5条の各要件を満たしていると考えます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。

案件1について質問がありましたらお願いします。

委員 なし。

議長 なければ質疑を打ち切ります。

お諮りします。案件1、農用地利用集積計画の承認についての1、利用権設定関係1番から4番について承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委員 挙手全員。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第4号のうち、農用地利用集積計画の承認についての1、利用権設定関係の1番から4番は、原案のとおり承認し、市長へ送付することに決定しました。

ここで6番委員の入室を許可します。

(6番委員入室)

議長 それでは次に、案件2について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第4号、農業経営基盤強化促進法附則第5条(令和4年5月27日法律第56号)の規定に基づき、農用地利用集積計画が安中市長より下記のとおり提出されたので、審議のうえ議決願いたい。

令和5年5月25日提出、安中市農業委員会会長丸山征二。

農用地利用集積計画は、議案書7ページ記載の番号5から10の6件です。農業経営基盤強化促進法第5条の各要件を満たしていると考えます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。

案件2について質問がありましたらお願いします。

委員 なし。

議長 なければ質疑を打ち切ります。

お諮りします。案件2、農用地利用集積計画の承認についての1、利用権設定関係の5番から10番について承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委員 挙手全員。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第4号のうち、農用地利用集積計画の承認についての1、利用権設定関係の5番から10番は、原案のとおり承認し、市長へ送付することに決定しました。

次に、日程第7、議案第5号、安中市農地利用最適化推進委員の選任についてを議題とします。

本案について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第5号、安中市農地利用最適化推進委員の選任について。

令和5年5月17日付けで安中市農業委員会等候補者審査委員会より、下記のとおり選出したので審議のうえ議決願いたい。

令和5年5月25日提出、安中市農業委員会会長丸山征二。

以上、ご審議のほどお願いいたします。

議長 説明が終わりました。

本案について質問等ありましたらお願いします。

委員 なし。

議長 なければ質疑を打ち切ります。

お諮りします。本案について承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委員 挙手全員。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第5号、安中市農地利用最適化推進委員の選任については原案のとおり承認することに決定しました。

以上で議案審議は全て終了しました。

これをもちまして令和5年第5回安中市農業委員会総会を閉会します。

慎重審議をいただきまして誠にありがとうございました。

時に午後 3時22分

以上、会議の顛末を記載しその内容に相違ないことを証するため、ここに署名捺印する。

令和5年5月25日

安中市農業委員会会長

7 番委員

10 番委員